

1か月児健康診査費用の助成の開始について

お子さまの健やかな成長と
子育てを応援するため、令和6年4月から、
1か月児健康診査費用の助成を開始します。

1. 助成対象者

以下の(1)(2)を満たす乳児の保護者

- (1) 令和6年4月1日以降に1か月児健康診査(※1)を受診した者
- (2) 受診日時点で本町に住民票のある者

※1) 原則、出生後28日から41日(生後5週6日)までに受診してください



2. 1か月児健康診査の内容

問診・身体計測・診察・保健指導・判定(※2)

※2) 上記以外の追加検査や健診の結果、治療が必要となった場合は、医療機関等への支払いが必要となる場合があります。

3. 受診方法及び公費負担額

(1) 委託医療機関(※3)で受診の場合

- ・自己負担金はありません。
- ・受診時に「精華町1か月児健康診査受診券(オレンジ色の用紙、両面)」を医療機関へご提出ください。

※3) 京都府医師会会員の産婦人科医療機関及び1か月児健康診査実施小児科医療機関(※4)

※4) 1か月児健康診査実施小児科医療機関については、裏面問合先までお問合せください。

(2) 委託医療機関以外の産婦人科・小児科医療機関で受診の場合

- ・受診費用と助成上限金額(5,475円)を比較し、低い方が公費負担額となります。
- ・注意点や申請方法についての詳細は、「精華町1か月児健康診査費用の助成について」(本課にて配付)をご参照ください。

(3) 助産所で受診の場合

- ・公費負担の対象となる1か月児健康診査は、産婦人科医療機関及び小児科医療機関受診分のみです。助産所での1か月児健康診査は対象外となりますので、ご注意ください。

4. その他、受診場所についての注意点

- ・出生医療機関での受診をお勧めします

1か月児健康診査では、生まれてから1か月の間の赤ちゃんの身体発育の状況確認と、入院中に実施した検査の結果から、今後の生活に必要な説明を受けます。そのため、赤ちゃんが生まれた時の様子をよく知っている出生施設での受診をお勧めします。

- ・出生施設と別の医療機関で受診する場合

里帰り先からの急な帰宅や転居等のやむを得ない理由で、出生した施設での健診を受診できない場合は、医療機関で1か月児健康診査を受けることが可能です。その場合、必ず出生した施設に連絡・相談してから、一覧の医療機関（※5）に1か月児健康診査の予約をしてください。

なお、この場合、出生時の様子を確認するため、出生施設からの紹介状（診療情報提供書）が必要な場合があります。

※5）インターネットで「京都府 1か月児健康診査」で検索、または町ホームページでご確認ください。

**【問合先】**

〒619-0285

京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字北尻70番地

精華町健康福祉環境部 健康推進課（母子保健係）

TEL) 0774-95-1905

FAX) 0774-95-3974